新潟市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月１７日

新潟市水道事業管理者

水道局長　長井　亮一

新潟市水道局管理規程第７号

新潟市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市水道局庁舎管理規程（昭和４２年新潟市水道局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号中「印」を削る。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。